

中国の音楽科教員養成課程における教育実習に関する研究(2)

—東北師範大学と広島大学の80年代以降の教育実習制度の比較をとおして—

王 曉 玲

(本講座大学院博士課程後期在学)

1. 問題の提起

中国では、1960年の『師範教育改革座談会』において、師範大学や師範学校で教えられている科目は「教職専門科目が多く、教科専門科目は時間数が少なく、水準も低い」と指摘された。そのため、「教職専門科目の比率を大幅に減少し、教科専門科目の比率を増加し、水準を向上させ、学生の「科学研究の能力と教科に関する知識と技能を総合大学の学生と同様の水準へと向上させる」¹⁾という師範大学のカリキュラム改革の方針が明示された。そのことにより、すべての教員養成機関において、教育・教授に関する基礎的理論の学習が軽視され、「師範性」の特徴が失われた²⁾。音楽科教員養成課程でも、教員、学生ともに、教育・教授に関する理論と技能を軽視し、音楽実技を重視した。当時の多くの師範大学音楽教員養成課程では、「音楽科教員を養成する」という目標から、音楽大学の目標である「音楽専門家を養成する」という目標への変更を行い³⁾、そのカリキュラムも音楽大学のカリキュラムを模倣したものとなった。

80年代後半以降、子どもたちの学習の負担を減らし、知識、技能の学習よりも生涯学習を目指して、自ら考え自ら学ぶ姿勢、実践力、創造力などの全面的な発達を重視する「素質教育」という新しい教育理念が大に提唱されてきた。小・中学校の音楽科教育でもこの新しい理念に基づいて、改革が行われ始めた。小・中学校の音楽科教育の改革に伴って、以前の「音楽専門家を養成する」という養成目標とカリキュラムで養成された音楽科教員は、教育現場での応用能力、教職能力、教授に対する研究能力と意欲にしばしば欠けている、と度々指摘された⁴⁾。音楽科教員には、音楽のすぐれた演奏能力のみならず、授業実践、児童・生徒との関わり、および学校音楽活動で生じた様々な問題に、柔軟かつ臨機応変に対処できる「実践的指導力」が最も重要である、との認識が強まっている。大学における教育実習は、実際の教育現場での体験をとおして、実践的指導力の基礎を培うことができるという意味で、極めて重要な教育的役割を担っているといえる。

1990年代初期から、中国の音楽科教員養成課程では、小・中学校音楽科課程改革の影響を受け、音楽実技に関する教科専門科目を重視する教員養成観から、教育・教授理論に関する教職専門科目を重視する教員養成観への転換が行われた。そして、養成段階にある学生の実践的指導力を最大限に向上させるために、教職専門科目の時間数の増加、教授方法の改善などの改革に加え、理論と実践を結びつけ、実践的指導力を身につけることに最も役立つ教育実習などの改革が行われた。

また、中国では60年代後期に、文化大革命の影響を受け、音楽科を含むすべての教員養成が実質的に廃止された。教員養成は70年代後期に再開され、80年代以後は発展が続いている。79年の改革開放政策の実施によって、中国の隣国である日本から、音楽科教員養成課程の理論と実践が導入され、中国の音楽科教員養成の改革に大きな影響を与えた。そこで、中国の音楽科教員養成課程における教育実習の改善への示唆を得るために、日本の音楽科教員養成課程における教育実習に関して研究し、検討することは極めて重要であると思う。

東北師範大学は中国の重点師範大学の1つであり、特に中学校と高等学校の教員養成では、全国的に大きな役割を担っている大学である。広島大学教育学部も、日本で最初に設置された中等教員養成機関の1つである。そのため、本論文では中国の東北師範大学と日本の広島大学教育学部の音楽科教員養成課程における教育実習を研究の対象とする。

現在、両国の音楽科教員養成の教育課程と制度に関する比較研究が盛んに行われているが、教育実習に

関する比較研究はほとんど行われていない。そのため、本論文では、80年代以降の東北師範大学（中国）と広島大学（日本）における教員養成課程の教育実習制度に関する包括的な検討を行うことによって、両大学の教育実習の相違点を明らかにし、中国の音楽科教員養成課程における教育実習の改善への示唆を得ることを目的とする。

2. 中国と日本の教師資格取得制度の概観

中国では、閉鎖的な養成制度が長期間行われていたので、教師資格の取得は、学歴と深く関連づけられている。1993年に制定された『中華人民共和国教師法』（以下『教師法』）において、小学校教員資格の取得には中等師範学校（3-4年）、中学校教員資格の取得には高等師範大学専科（2-3年）、高等学校教員資格の取得には高等師範大学本科（4年）、というように学歴に基づいた教員資格の取得方法が規定されている⁵⁾。さらに、1995年に『教師資格条例』（以下『条例』）が制定され、「教師資格の取得には、『教師法』の第11条の規定にしたがって、対応する学歴を有しなければならない」⁶⁾、「『教師法』に規定されている学歴を有さない公民が教師資格を取得しようとする場合には、国家によって実施された、あるいは認定された教師資格試験を受けなければならない」⁷⁾、と規定している。つまり、『条例』に規定されている「教師資格試験」は、師範学校と師範大学の学生には適用されず、師範学校と師範大学以外の教育機関の卒業者を対象としている。師範学校と師範大学の学生は対応する学歴を有することによって、教師資格試験を受けなくても教師資格の取得が可能である。また、教員養成課程の学生は、在学期間に取得する教師資格を決めるのではなく、卒業後の採用の状況によって、与えられる教師資格の種類が決められる。例えば、小学校に採用されれば小学校教師資格、高等学校に採用されれば高等学校教師資格、大学に採用されれば大学教師資格が与えられる。つまり、『教師法』によって、大学本科（4年）の卒業生（学士学位をもつ者）は、小学校から高等学校、さらには大学の教師になる資格をもつ。

一方、中国の閉鎖的な教員養成制度に対して、日本では戦後から、『教育職員免許法』（以下『免許法』）に基づいて開放的な教員養成制度が採られており、教員資格の取得もより厳密なシステムが採用されている。『免許法』では特定の教員免許の取得に必要な科目があらかじめ定められている。したがって、大学への進学志望を決定する段階で、取得免許の校種・教科も決定される。そのために、日本のほとんどの教員養成課程では、『免許法』の免許種類に対応して教育実習に関する科目が開講されている。

3. 両大学の音楽科教員養成課程における教育実習制度の変遷

3. 1 東北師範大学

(1) 教育実習の運営と実習校

東北師範大学の教育実習の運営体制は、1980年代から現在までほとんど変化していない。教育実習を担当する副学長と教務部長が協力して、各教科教員養成課程の「実習工作グループ」を指導して教育実習を行う、という運営体制が採られている。大学の教務処によって制定された包括的な『教育実習大綱』（あるいは『教育実習管理規定』）に基づいて、各教科教員養成課程の実習工作グループは、それぞれの教科にふさわしい『教育実習大綱』を制定しなければならない。さらに、実習校との打ち合わせ、オリエンテーション、本実習中の指導、実習後の評価なども各教科教員養成課程の実習工作グループによって行われる。

東北師範大学は全国から学生を募集する国家重点師範大学であるので、実習校も東北3省（遼寧省、吉林省、黒竜江省）にある各重点中・高等学校を主要な実習校とし、他地域にも多くの実習校を有している。音楽科教員養成課程の実習校は、音楽科教員養成課程の実習グループによって決定される。

また、1996年から中国の全国規模の大学で、学生の募集を拡大したために、音楽科教育専攻の卒業生が増加し、中・高等学校音楽科教員は飽和状態であるために、大学の音楽科教員養成課程の卒業生が小学校に採用される例がますます増加してきている。東北師範大学の教育実習の対象校も、中・高等学校から小学校まで拡大された。

(2) 教育実習の種類と構成

前述のように、中国の教員養成課程の学生は在学期間に取得する教師資格を決めるのではなく、卒業後の採用の状況によって、与えられる教師資格の種類が決められる。また、『教師法』によって、教員養成

課程（4年）の卒業者は、小学校から大学まで各レベルの学校の音楽科教員になることが可能である。これらのごとによって、東北師範大学の各教科教員養成課程は小学校から、中学校、高等学校、および中等師範学校ないし大学までの教員養成を目標としている。教育実習は日本のように小学校教育実習、中学校教育実習、高等学校教育実習などの種類に分けられているのではなく、1種類しか開設されていない。教育実習を受け入れる学校へ学生を派遣する、あるいは学生が自ら実習校を見つけることによって教育実習を行うのである。そのために、教育実習の事前指導や、教授技能訓練などでは、すべてのレベルの学校を対象とした音楽科教授技能の習得と訓練が行われる。

また、80年代以後の教育実習の構造には大きな変化はなく、基本的に事前・事後の注意事項説明会、本実習、および教育・教授調査研究から構成されている。

(3) 教育実習の位置づけと目標

前述のように、中国では90年代半ばに、『教師法』（1993）が告示され、続いて同年『高等師範学校学生的教師職業技能訓練大綱（試行）』（以下『訓練大綱』）も告示され、さらに1995年には『条例』が告示された。これらの3つの教員養成に関する公的文書の告示によって、中国では教師教育が専門職教育として認識されはじめ、同時に教員養成制度が閉鎖的な養成制度から開放的な養成制度へと転換する、という教師教育の理念と体制の顕著な変化がもたらされた。前述の徹底的な改革を背景として、東北師範大学の包括的な教育実習の教員養成課程における位置づけ、および教育実習の目標も大きく転換している。

教員養成課程における教育実習の位置づけは、以前の「すべての学生は参加しなければならない」⁸⁾（1981年）という師範大学の学生全員に対する必修科目から、1995年の「師範専攻に属する学生で、教育実習に参加しない者、もしくは教育実習の成績が不合格である者は、卒業資格を授与しない」⁹⁾へ、さらに2004年の「教師資格を取得しようとする学生は教育実習を履修しなければならない」¹⁰⁾へと、徐々に教師資格の取得を目指す学生に対しての教職必修科目へと転換してきている（表1）。音楽科教員養成課程の1995年-2006年の『教育実習大綱』では、「育実習は必修科目である」というような記述はなく、「理論と実践を結びつける場である」、「実践科目である」という教育実習の本質的な役割の視点から教育実習を位置づけている（表2）。

また、教育実習の目標は、2003年以前の東北師範大学の養成目標では、「中学校・高等学校の教員の養成」であり、教育実習の目標も当然「中学校、中等師範学校の音楽科教育の現状を理解させ、中学校、中等師範学校の音楽科教育への適性と責任感を高める」「学校で学んだ理論・知識・技能を中学校、中等師範学校の音楽科教育の実践に応用し、自ら中学校、中等師範学校の音楽科教授を行う能力、および課外音楽活動を企画、指導する能力を養成する」という教員養成に特化した目標であった。しかし、前述した音楽科教育専攻の卒業生の増加と中・高等学校音楽科教員の飽和状態などの状況に対応するために、2003年からの東北師範大学音楽科教員養成課程の『教育実習大綱』では、養成目標の範囲が「中・高等学校」から「小学校」へと拡大している（表2）。

表1 80年代以後の東北師範大学の教育実習の位置づけと目標

	位置づけ	目標
1981-1994	すべての学生は参加しなければならない。	教育実習を通じて、学んだ知識を教育・教授の実践に応用する。教育・教授の能力を育成し、党の教育事業に忠実な思想を打ち立てる。
1995-2003	教育実習は、師範大学の必修科目であり、学んだ知識を中等学校教育実践に応用し、教師としての資質と能力を向上するために必要な手順である。 師範専攻に属する学生で、教育実習に参加しない者、もしくは教育実習の成績が不合格である者は、卒業資格を授与しない。	教育実習を通じて、学生が中等学校の教育・教授を実際に感じ取ること、教師としての資質、品格、及び自覚を育成すること、などによって、学校教育を行う際の適性を高め、将来の中等学校で教育事業を行うための基礎を築く。

2004-2006	教師資格取得の必修科目である。教育実習は教師資格教育の重要な構成部分であり、学生の教授能力と知識を応用する能力を向上する教育実践類の必修科目である。	① 教師の職責に関して深く理解させ、教育事業に献身するという理想を樹立させ、教育事業への責任感と荣誉感を強めさせる。 ② 基礎教育の現状を理解し、習得した基本的知識と技能を教育と教授の実践に総合的に応用できるよう、自ら基礎教育・教授の能力を養成する。 ③ 本学の教育の質を検証し、教師教育改革に即応した示唆を得て、基礎教育により大きな貢献をする。
-----------	--	---

表2 90年代半ば以後の東北師範大学の音楽科教員養成課程の教育実習の位置づけと目標

	位置づけ	目標
1995-2002	教員養成教育の総合訓練であり、理論と実践を結びつける場である。音楽科教育における各領域の教授を総合的に行う実践科目である。	① 実習生に中学校、高等学校、および中等師範学校の音楽科教育の現状を理解させ、中学校、高等学校、および中等師範学校の音楽科教育への適性と責任感を高める。 ② 学校で学んだ理論・知識・技能を中学校、高等学校、および中等師範学校の音楽科教育の実践に応用し、中学校、高等学校、および中等師範学校の音楽科教授を行う能力、及び課外音楽活動を自ら企画、指導する能力を養成する。 ③ 音楽科教育調査研究を通じて、音楽科教育に関する調査研究、音楽科教育改革を行う基礎的な実践的能力を育成する。 ④ 本課程の音楽科教員養成の理念と成果を検証し、今後の発展と改善に示唆を与える。
2003-2006	音楽科教育における各領域の教授を総合的に行う実践科目である。	① 実習生に小学校、中学校、高等学校、および中等師範学校（幼児師範学校を含む）の音楽科教育の現状を理解させ、小学校、中学校、高等学校、および中等師範学校の音楽科教育への適性と責任感を高める。 ② 学校で学んだ理論・知識・技能を小学校、中学校、高等学校、および中等師範学校の音楽科教育の実践に応用し、自ら小学校、中学校、高等学校、および中等師範学校の音楽科教授を行う能力、及び課外音楽活動を企画、指導する能力を養成する。 ③ 音楽科教育調査研究を通じて、音楽科教育に関する調査研究、音楽科教育改革を行う基礎的な実践的能力を育成する。 ④ 本課程の音楽科教員養成の理念と成果を検証し、今後の発展と改善に示唆を与える。

(4) 教育実習への参加資格

東北師範大学の教員養成課程における教育実習制度は80年代から現在までに、3回改訂された。3回の改訂で、最も大きく変化したのは、教育実習への参加資格である。

1993年の『教師法』と1995年の『条例』の告示前の東北師範大学の『教育実習大綱』では、「すべての学生は（教育実習に）参加しなければならない¹¹⁾」と強く規定され（表3）、教育実習を必修科目として位置づけていた。しかし、教育実習に参加する要件は設けられていなかった。

1993年に『教師法』と『訓練大綱』、1995年に『条例』が相次いで告示された。これらの告示によって、音楽科を含む中国の教員養成教育改革への方向性が決定づけられた。しかし、3つの中には教育実習への参加資格が明記されていなかった。そのため、東北師範大学では、独自に教育実習への参加資格を定めた。さらに、2004年の『東北師範大学第15個発展計画』の実施を背景として、従来の『教育実習大綱』にとってかわり『東北師範大学本科教育実習工作管理規定』（東北師範大学教務処・2004年、以下『管理規定』）が出された。その中で、「教師資格免許を取得しようとする者は教育実習に参加しなければならない。教育実習への参加には、次の要件を満たさなければならない」と明記されている（表3の2004-2006の参加資格参照）。

さらに、東北師範大学音楽科教員養成課程では、シラバスにおいて教育実習に参加するために、あらかじめ履修すべき教職科目が指定されている（表4）。1995年-2000年に「音楽教育基本理論」「中学校教材分析と模擬授業」、2001年-2003年に「音楽教学論」を、教育実習に参加するための予め履修する教職科目として定めた¹²⁾。しかし、教育実習への参加の「要件」という記述はなかった。

表3 東北師範大学の教育実習への参加資格

	思想	単位	能力	その他
1981-1994	規定なし			
1995-1997	党の教育方針と政策を擁護し、中等学校教学大綱と現行の教科書を熟知すること。	必修基礎科目、専門科目、及び教育理論科目の単位をすでに取得していること。	基本的な教授能力、よい言語と文章の表現能力、及び教授に必要な技能・実技をもつこと。	生徒（思想）指導の基本的な理論と方法を把握していること。
1998-2003	同上			
2004-2006	党の方針と政策を着実に実行し、基礎教育の『課程標準』と教科書を熟知していること。	所定の一般教養科目、専門科目、及び教師資格教育科目のうち一定の単位をすでに取得していること。	基本的な教授能力、言語と文書の表現能力、及び各教科授業に必要な技能・実技をもっていること。標準語は国定レベルに達していること。マイクロティーチングの訓練をすでに受けていること。	健康であること。 以上の条件を満たしたうえで、教育実習参加の申請及び実習方法を各教科教員養成課程の事務に提出する。許可された者は教育実習に参加できる。

表4 東北師範大学の音楽科教員養成課程の教育実習への参加の予め履修する教職科目

	予め履修する教職科目		
1995-2000	音楽教育基本理論 (2単位)	中学校教材分析と模擬授業 (2単位)	
2001-2003	音楽教学論 (2単位)		
2004-2006	音楽科教授マイクロティーチング (2単位)	音楽課程と教授論 (2単位)	現代音楽教育理論 (2単位)

(5) 教育実習の内容

教育実習は、1981年-2003年では「教授実習、学級担任実習、教育・教授調査研究」という3つの部分で構成されていたが、2004年-2006年では「教授実習、学級担任実習」という2つに削減されている(表5)。「教育・教授調査研究」が削減されたのは、「教育研究方法」の科目が開設されているからである。

一方、大学の『教育実習大綱』と『管理規定』で示される教育実習の内容に対して、音楽科教員養成課程の1995年-2006年のすべての『教育実習大綱』(東北師範大学全体で2004年に『管理規定』に名称が変更された以後も、音楽科教員養成課程では『教育実習大綱』という名称が用いられている)では、教育実習は一貫して「音楽科教育実習、音楽課外活動実習、および音楽科教授現状と音楽科教育改革研究報告」という3つから構成されている(表6)。大学の包括的な教育実習の「学級担任実習」の代わりに、「音楽課外活動実習」は音楽科教員養成課程の実習生の必修内容である。

また、教育実習の具体的な課題として、大学と音楽科教員養成課程の教育実習の「授業実施の最低時間」と「新規内容の授業の最低時間」がともに減少する傾向にあることが挙げられる。例えば、音楽科教員養成課程の『教育実習大綱』を検討すると、2003年までは本実習において「最低8-12時間の授業を行う。そのうち、新規内容の授業は最低6時間以上が必要である」から、2004年以降は「最低6時間の授業を行う。そのうち、新規内容の授業は最低3時間以上が必要である」に変化している(表6)。このような変化は、大学の拡大募集にしたがって、実習生の数が以前より著しく増加しており、一人に当たる授業の実施時間も当然少なくなるためであると考えられる。

表5 東北師範大学の『教育実習大綱』『管理規定』の構成部分と具体的な内容

	教授実習	学級担当実習	教育・教授調査研究
1981-1994	具体的な内容はない		
1995-1997	具体的な内容：①授業の準備、指導案の作成、模擬授業、②授業の実施、練習あるいは実験の指導、授業観察と評価、授業後の指導、宿題の添削、評価及びテスト、③課外学習活動の企画、④	具体的な内容：①学級の状況を把握した上で、学級活動の計画を立てる。自らあるいは学級担任と協力して、学級活動を展開する。②中学生の思想道徳教育及び学習指導を行う。③中国共産主義青年団あるいは中国少年先鋒隊の活動を指導し、学級の文芸・体育活動、及び学級主題会	具体的な内容：①実習校の基本的な歴史、現状及び将来像、②優秀教師の模範事例、教育・教授の経験、優れた教授方法と教育改革、③教授の改革の現状、特別な教師の教育・教授の特徴、

1995-1997	<p>自己の教授に対する評価を実施する。</p> <p>具体的な課題：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基礎的な中等学校の教授過程を理解し、主要な指導方法を把握する。 ・中等学校の教師の教育活動に対する献身と教授経験について学習する。 ・基礎的な教授能力を育成する。 ・最低8-12時間の授業を行う。そのうち、新規内容の授業は最低6時間以上が必要である。 ・本科の学生は高等学校を中心として教授実習を行う。 	<p>議を組織する。④保護者面談会あるいは家庭訪問を行う。</p> <p>具体的な課題：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中学生の状況と、学級担任の仕事の基本的な過程と内容を把握する。 ・学級担任の仕事の意義を正しく理解し、学校で学んだ教育理論を用いて実践的課題を解決する。 ・優秀な学級担任の仕事に対する献身と仕事の方法について学習し、学級担任の仕事に従事する能力を育成する。 ・1つの学級を1-2名の実習生が担当し、学級担任の指導のもとで、多様な学級活動を展開する。 ・1-2名の中学生の思想指導を深く行う。 ・自らあるいは2人で学級主題会議を組織し、展開し、さらに総括報告を作成する。 	<p>④中学生の心身の発達の特徴、学習態度・方法、知識構造、政治思想道徳などの状況。</p> <p>具体的な課題：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育調査研究の基本的な過程と方法を理解する。 ・中等学校教育の現状及び発展動向を把握する。教育科学研究の意義を理解したうえで、調査報告と教育研究論文を作成する。 ・将来、教育研究に従事するために、実習生の科学研究能力を高め、教育調査研究の能力を培う。
1998-2003	同上	同上	同上
2004-2006	<ul style="list-style-type: none"> ・指導教員の指導を受けて教育実習を行わなければならない。 ・教育実習において、最低6時間の授業を行う。そのうち、新規内容の授業は最低3時間以上が必要である。 ・最低3つの指導案を作成しなければならない。模擬授業を行った後に、指導教員の許可を受けてから、正式に教授を行うことができる。 ・授業以外には、実験、授業中の討論、宿題のチェック、課外授業などの仕事も実習の任務として行わなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・実習学級の担任の指導を受けて、学級担任の仕事の原則、内容及び方法を習得する。 ・クラス、中国共産主義青年団、中国少年先鋒隊、及び課外活動の組織と指導の方法を学習し、クラス担任の仕事を行う能力を高める。 ・学級を深く理解し、児童・生徒の思想と学習の状況を把握したうえで、目的をもって活動を展開する。実習学級の担任のよい助手を務める。 	なし

表6 音楽科教員養成課程の『教育実習大綱』の内容

音楽	内容	具体的な課題
1995-2002	教授実習	<p>授業の準備、指導案の作成、範唱、範奏、伴奏、授業の実施、評価、宿題の添削、教育実習の総括授業観察時間数：20時間、毎週同じグループの他の実習生の授業を最低1時間観察しなければならない。</p> <p>授業実施時間数：12時間、中等師範学校で実習する実習生は、(実技に関する授業で)グループレッスンと個人レッスンの双方を実施しなければならない。</p>
	課外活動実習	音楽課外活動を最低1回組織しなければならない。
	教授現状と教育改革研究報告	教育実習期間において、1編の研究論文あるいは調査報告を書かなければならない。
2003-2006	教授実習	<p>授業の準備、指導案の作成、範唱、範奏、伴奏、授業の実施、評価、宿題の添削、教育実習の総括授業観察時間数：20時間、毎週同じグループの他の実習生の授業を最低1時間観察しなければならない。教育実習において、最低3つの指導案を作成しなければならない。最低6時間の授業を行う。そのうち、新規内容の授業は最低3時間以上が必要である。中等師範学校で実習する実習生は、(実技に関する授業で)グループレッスンと個人レッスンの双方を実施しなければならない。</p>
	課外活動実習	
	教授現状と教育改革研究報告	

(6) 教育実習の実施

教育実習の実施のセメスターは、1981年-1994年では観察実習5セメ、本実習8セメ、1995年-2003年では教育観察と観察実習1、2、3、4セメ、本実習7セメ、2004年-現在では観察実習1、2、3、4、5、6セメ、本実習6セメ、のように徐々に早められている。また、観察実習と本実習の期間はほとんど変わっておらず、それぞれ2週間と6-8週間である。実習の方法としては、音楽科教員養成課程では、以前には個人実習を主要な方法としていたが、2004年からは、集団実習を主要な方法として、集中と分散を結びつけて教育実習を実施している。さらに、教育実習の単位にはほとんど変化がないが、卒業要件単位の変化によって、占める比率が多少変化した。全体的な動向としては、2004年から卒業要件単位に占める教育実習の単位の比率は上昇する傾向が見られる。

東北師範大学の包括的な教育実習と音楽科教員養成課程の独自の教育実習ではともに、これまで「集中実習」だけであった本実習に、「分散実習」の実習形式が加えられている。中国では、従来教育実習は教員養成教育の終結科目だと認識され、教員養成課程の最終段階に教育実習が集中的に行われていた。このような教育実習は確かに採用直前の学生の教授能力の向上に役立つが、教育実習で生じた問題の解決が課題として残される。「集中実習」によって残されるこの課題を解決するために、東北師範大学および音楽科教員養成課程では、「分散実習」という教育実習の形式を2004年から教育実習に取り入れた。

表7 東北師範大学及び音楽科教員養成課程の教育実習の実施

	名称	開講セメ	期間	単位	形式と方法
1981-1994	観察実習	5	記述なし	1	7(4.2%) 記述なし 方法：集団実習*1、個人実習*2、交代式実習*3 形式：集中実習*4
	本実習	8	6週間	6	
1995-1997	教育観察	1-4	2週間	1	6(4.2%) 「教育学」と「心理学」の授業において、ある程度中学校の教育・教授などを参観させる。 参観、討論、報告 方法：集団実習、個人実習、交代式実習 専門科目と「教師基本技能訓練」の履修降に行く。 形式：集中実習 教育実習の直後 中学校教材分析と指導案作成に関する研究会、教育改革報告会などを行い、実習後の学生に教育研究論文や調査報告を作成させる。
	観察実習				
	本実習	7	6-8週間	6	
	調査研究				
1998-2003	教育観察	1-4	2週間	1	7(4.2%) 同上
	観察実習				
	本実習	7	6週間	6	
	調査研究				
2004-2006	観察実習	1-6	2週間	1	7(4.7%) 教科教育法などの授業と同時に行う。 方法：集団実習、個人実習 1-3日目、4日目-5週間目：授業と学級担任の実習、最後の3日間：学生の自評と実習校の評価 形式：集中実習を主として、分散実習*5とともに行う。
	本実習	6	6週間	6	

*1 「集団実習」：大学側が実習校を決め、各教科の実習生を集めて1つの実習校で教育実習を行う方法である。

*2 「個人実習」：学生自ら実習校を探して実習を行う方法である。

*3 「交代式実習」：実習校の音楽科教師に教育現場を離れる教員研修をさせ、実習生に研修中の音楽科教師の仕事を担当させるという方法である。

*4 「集中実習」：まとまった期間で行われる教育実習の形式である。

*5 「分散実習」：集中実習に対して、大学1学年-4学年にわたって、各学年に教育実習の時間を配分して行われる教育実習の形式である。

(7) 教育実習の指導

ここでは、大学側の指導教官による指導を主として述べる（表8）。大学の指導教官の職責には、大きく2つがある。1つは、実習前に実習校と交渉し、実習生の受け入れのために、様々な準備を行うこと。もう1つは、実習中に、実習生の教授・生活などのあらゆる面において指導を行うことである。

表8 東北師範大学及び音楽科教員養成課程の教育実習の指導教官の職責

	1人の指導教官が指導する実習生数	指導教官の職責
1981-1994	10-15名	中学校（実習校）の状況を紹介し、実習生の教材研究、授業の準備を指導し、指導案を審査し、評価を組織し、実習生の思想を指導する。
1995-1997	8-10名	<ul style="list-style-type: none"> ・実習校との連絡 ・週計画の制定と実施 ・実習生の教授の指導 ・学級担任実習の指導 ・教育調査研究計画の作成の指導 ・実習生の実習中の日常管理 ・評価の組織と実施
1998-2003	8-10名	同上
2004-2006	10-20名	<ul style="list-style-type: none"> ・実習前の準備（オリエンテーションを含む） ・実習生の教授の指導 ・学級担任実習の指導 ・評価の組織と実施

(8) 教育実習の評価

1989年から現在まで一貫して5段階で評価される。つまり、優秀、良好、中等、合格、不合格である。しかし評価基準の内容が具体化され、評価の各項目に加重値が設けられることによって、評価がしだいに操作可能性の高いものに変更されている（表9）。しかし、東北師範大学の教育実習では、教育実習の終了直前に総括的評価が行われ、形成的評価を欠いていると考える。また、評価の方法は学生による「自己評価」、指導教員と指導教官による「他者評価」がある。

表9 東北師範大学の『教育実習大綱』による評価の方法

	段階	評価基準
1981-1994	優秀	積極的に教育実習に参加し、教授の効果は非常に高く、学級担任としての仕事の成果が顕著であり、教育実習の任務を完璧に行う。
	良好	積極的に教育実習に参加し、教授の効果は高く、学級担任としての仕事の成果が良く、教育実習の任務を適切に行う。
	中等	教育実習に参加し、教授の効果は一般的で、学級担任としての仕事の成果が比較的に高く、教育実習の任務を遂行できる。
	合格	教育実習に参加し、教授の効果はあまり良くないものの、学級担任としての仕事の成果が一般的で、教育実習の任務を十分に遂行する。
	不合格	教育実習への参加は消極的で、教授の効果は低く、学級担任としての仕事の態度が悪く、教育実習の任務を基本的に遂行できない。
1995-2003		評価項目：全体（10）、教授（40）、学級担任（20）、教育科学調査（20）、実習総括報告（10） 評価段階：優秀、良好、中等、合格、不合格
2004-2006		評価項目：教授実習（60）、学級担任（30）、教師としての教養（10） 教授実習：教授態度（25）、教授内容（19）、指導方法（25）、教授の基本的な技能（16）、教授効果（15） 評価段階：優秀、良好、中等、合格、不合格 評価方法：自己評価、実習校指導教員の評価、大学の指導教官の評価、各教科教員養成課程の教育実習グループの評価

表 10 音楽科教員養成課程の教育実習の評価

	評価の基準	優秀の基準
1995-2002	段階：優秀、良好、中等、合格、不合格 基準：実習終了時点で、次の資料を提出しなければならない。 ① 最低5つの指導案（指導教員のサインが必要） ② 調査報告（あるいは研究論文）、3000字以上	① 左記の基準を満たすこと。 ② 研究授業を行うこと。 ③ 20時間以上の授業を観察すること。
2003-2006	③ 実習の総括報告、1500字以上 ④ 観察録（観察授業の評価も必ず記入）	

3. 2 広島大学（中学校・高等学校の本免を対象とした教育実習を中心として考察する）

日本では、戦後解放的な教員養成制度が採られている。つまり、戦前の師範学校だけの教員養成から、課程認定にパスさえすれば、どの大学でも教員養成が可能である。

日本での教育実習の管理運営は、大学の学部ごとに統一して行われており、中国のように、各教科別に独自の窓口があるわけではない。広島大学の観察実習と教育実習は、2幼稚園、3小学校、4中学校、2高等学校で主として行われている。

広島大学教育学部が設立されてから現在までの教育実習の位置づけ、目標、内容、方法などはほとんど変わっていない¹³⁾。ただ、教育実習の目標に、平成2年（1990年）から「新しい課題の発見と課題を解決するための研究的態度と方法を身につけさせる」という「研究的側面」の目標が設けられた。このことによって、広島大学は従来の「教える教員」の養成を目指しているのではなく、「研究する教員」の養成も目指すこととなったと見なすことができる。

一方、教育職員免許法の改正とともに、広島大学の教育実習制度も改訂されてきた。それらの改訂の中で大きな変化が見られるのは、教育実習の種類（表）、教育実習への参加資格（表）、教育実習の実施（表）、および教育実習の評価（表）などである。

表 11 教育実習の種類

S56-H元 (1981-1989)	教育実習（3単位）
H2-H6 (1990-1994)	教育実習Ⅱ（1単位） 教育実習Ⅲ（2単位） * 教育実習ⅠとⅡは事前指導であり、教育実習Ⅲは実習校実習である。その中には、教育実習Ⅰと教育実習Ⅲは中学校・高等学校免許の取得者対象である。
H7-H14 (1995-2002)	同上
H15（2003）	教育実習指導B（1単位） 中・高等学校教育実習ⅠⅡ（それぞれの単位は4、2単位） 介護等体験事前指導（1単位） 介護等体験（5日間程度、1単位）
H16-H18 (2004-2006)	教育実習指導B（1単位） 中・高等学校教育実習ⅠⅡ（それぞれの単位は4、2単位） 小学校教育実習Ⅱ（2単位） 介護等体験事前指導（1単位） 介護等体験（5日間程度、1単位）

* 教育実習指導Bは事前指導であり、中・高等学校教育実習ⅠとⅡはそれぞれ中学校本免と高等学校本免の取得者対象である。

表 12 教育実習の位置づけ

	カリキュラムにおいて	『教育実習の手引き』において
S56-H元 (1981-1989)	学部共通授業科目、教職に関する専門科目として開講される。免許取得者の必修科目である。	教師教育は、人間としての一般教育、専攻する免許教科の専門教育、および専門職としての教職に関する専門教育から成り立つ。教育実習は教師教育の全カリキュラムを統合する中核的位置にある。

H2-H6 (1990-1994)	同上	教育作用の本質：理論と実践の統合 教職の本質構造：教育技術の習得 教育的自信の獲得 教育者精神の涵養 教職的人格の育成 児童・生徒の理解 教師養成の理念：大学における教師養成
H7-H14 (1995-2002)	学部の特別科目として開講される。 免許取得者の必修科目である。	
H15-H18 (2003-2006)		

表 13 教育実習の目標

S56-H 元 (1981-1989)	(ア)教育理論の実践化と総合化 (イ)教職志向性の積極化 (ウ)教師の視座の同一視 (エ)教育諸条件の理解と深化 (オ)専門的自己形成の基盤づくり
H2-H18 (1990-2006)	1) 認識的側面：教育の現実と教師の活動について体験的・総合的認識を得させる 2) 技術的側面：教科や教職に関する知識や理論を教育の現実に主体的に適應する実践的能力を養う 3) 研究的側面：新しい課題の発見と課題を解決するための研究的態度と方法を身につけさせる 4) 人格的側面：教職についての使命感および自己の能力や適性についての自覚を得させる

表 14 教育実習（実習校実習）の内容

S56-H18 (1981-2006)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学習指導：①学習指導の原理、②学習指導の計画、③学習指導の実際、④学習指導の評価 ・ 生徒指導：①生徒指導の原理、②生徒指導と教育課程、③生徒指導体制、④生徒指導方法、⑤生徒指導資料とその活用 ・ 学級経営：①学級経営の意義と目的、②学級経営の領域、③学級経営の計画、④学級経営の方法 ・ 学校経営：①学校経営の意義と目的、②学校経営の方針と計画、③教職員、④校務組織、⑤教育組織、⑥生徒
------------------------	---

(1) 教育実習への参加資格

広島大学は教育職員免許法の改訂に応じて、教育実習への参加資格を定めている。周知のとおり、教育実習への参加要件としての教職に関する専門科目は昭和 56（1981）年の 10 単位から、現在の 16 単位と 14 単位に増加している。一方、教育実習への参加要件としての教科に関する専門科目は昭和 56 年の 20 単位から、現在の 10 単位まで減少している。また、開講されている科目名を見ると、学生の教授能力や、実践的指導力がますます重視されている。

表 15 教育実習への参加資格

S56-S62 (1981-1987)	教職に関する専門教育科目 10 単位以上： 教育原理・教育課程論（2 以上）、教育心理学（2）、青年心理学（2）、免許教科に関する教科教育学概論（2 以上）、選択科目（2 単位以上） 免許教科に関する専門教育科目 20 単位以上：専攻科目（免許教科）
S63-H 元 (1988-1989)	教職に関する専門教育科目 10 単位以上： 教育原理Ⅰ・教育原理Ⅱ（2 以上）、教育心理学（2）、青年心理学（2）、免許教科に関する教科教育学（法）（2 以上）、選択科目（2 以上） 免許教科に関する専門教育科目 20 単位以上：専攻科目（免許教科）
H2-H3 (1990-1991)	教職に関する専門教育科目 10 単位以上： 教育原理Ⅰ、青年期発達論、教育原理Ⅱ、教育方法・技術論、教授心理学、教科教育総論（4 以上） 免許教科に関する教科教育学概論（2） 道徳教育原理、特別活動指導論、生徒指導論（4 以上） 免許教科に関する専門教育科目 20 単位以上

H4-H11 (1992-1999)	教職に関する専門教育科目 11 単位以上： 教育原理Ⅰ、青年期発達論、教育原理Ⅱ、教育方法・技術論、教授心理学、教科教育総論（4以上） 免許教科に関する教科教育学概論（2） 道徳教育原理、特別活動指導論、生徒指導論（4以上） 教育実習Ⅰ、教育実習Ⅱ（1以上） 免許教科に関する専門教育科目 20 単位以上	
H12-H18 (2000-2006)	中学校 と 高等 学校	・教育実習指導 B の単位を修得していること。 ・介護等体験を修了していること。 ・3 年生後期終了時点で、教職に関する科目 16 単位以上、教科に関する科目 10 単位以上を修得していること。 教職に関する科目：教職入門（2）、教科の指導法（4）、教育の思想と原理、教育と社会・制度、児童・青年期発達論、教育課程・教育方法論、教育相談、総合演習、道徳教育指導法（10以上）
	高等 学校	・教育実習指導 B の単位を修得していること。 ・3 年生後期終了時点で、教職に関する科目 14 単位以上、教科に関する科目 10 単位以上を修得していること。 教職に関する科目：教職入門（2）、教科の指導法（4）、教育の思想と原理、教育と社会・制度、児童・青年期発達論、教育課程・教育方法論、教育相談、総合演習（10以上）

(2) 教育実習の実施

教育実習の実施semester、期間、単位は、教育実習の種類増加にしがたがって変化している。平成 2 年からは、従来のものに、観察実習としての「教育実習Ⅱ」が加えられた。単位数は事前指導の教育実習と本実習を合わせて 3 単位（3 週間）であり、以前の単位と同一である。さらに、教育職員免許法の改正とともに、平成 12 年から本実習を中学校・高等学校免許の取得を対象とした「中・高等学校教育実習Ⅰ」と、高等学校免許の取得を対象とした「中・高等学校教育実習Ⅱ」に分けることとなり、それぞれの単位数は 4 単位（4 週間）と 2 単位（2 週間）となっている。

前述のとおり、東北師範大学および音楽科教員養成課程の本実習では、2004 年から「集中実習」に基づいて、「分散実習」も加えられた。しかし広島大学では、80 年代から現在までの本実習が「集中実習」で行われることは変わっていない。

表 16 広島大学の教育実習の実施

	名称	開講 セメ	期間	単位	教育実習の過程と方法および形式
S56-H元 (1981-1989)	教育実習	最終 学年	3 週間	3	過程と方法： ・準備：オリエンテーション、講話、面接、連絡 ・第一段階：観察 ・第二段階：参加 ・第三段階：基本・応用実習 ・まとめ：合評会、講評、整理、反省、評価 形式：集中実習
	合計		3(2.3%)		
H2 (1990)	教育実習Ⅱ 教育実習Ⅲ	3 年次 7 と 8	記述なし 2 週間	1 2	
	合計		3(2.3%)		
H3-H11 (1991-1999)	教育実習Ⅰ	4 か 6	記述なし	1	過程と方法： ・準備過程：(オリエンテーション)：講話、面接、観察 ・導入過程（観察・参加）：導入的観察、導入的参加 ・実習過程（基本実習・応用実習）：実地授業、参加、観察 ・整理反省過程（課題研究）：研究授業、反省会、批評会、事後学習 形式：集中実習
	教育実習Ⅲ	7 と 8	2 週間	2	
	合計		3(2.3%)		
H12-H18 (2000-2006)	教育実習指導 B	5 か 6	記述なし	1	
	中・高等学校教育実習Ⅰ	7 と 8	4 週間	4	
	中・高等学校教育実習Ⅱ	7 か 8	2 週間	2	
合計		5 か 3(3.9% か 2.3%)			

・「中・高等学校教育実習Ⅰ」は中学校及び高等学校教諭免許状取得希望者用、「中・高等学校教育実習Ⅱ」は高等学校共有免許状取得希望者用である。

(3) 教育実習の評価

教育実習の評価に関する記述は昭和56から平成元（1981-1989）年の『教育実習の手引き』では、「学習指導、生徒指導、学級経営、勤務研究態度」という4項目に分けられており、3段階か5段階での評価であった。平成2から平成15（1990-2003）年では、教育実習の評価に関する記述が『教育実習の手引き』から削除され、平成16（2004）年から再び『教育実習の手引き』に示されている。評価の内容は事前指導と本実習という2つの大項目に分けられ、内容の小項目と評価基準も以前より細分化されている。

表17 教育実習の評価の方法

		評価内容	評価基準
S56-H元 (1981-1989)		学習指導 生徒指導 学級経営 勤務研究態度	それぞれ具体的な実施経験事項を付して、それぞれについて3段階か5段階で評定し、その結果にもとづいて総合的評価が複数の教官によって実施されるのが普通である。
H2-15年 (1990-2003)		なし	
H16-H18 (2004 2006)	教育 実習 指導B	態度	オリエンテーションや総括を含め、欠席や遅刻をしてはならない。実習生にふさわしい言行を心がけなければならない。
		観察録のまとめ方	観察したすべての授業の観察録を提出することになっている。授業でなされた事実を詳細に記録することはもちろん、それを分析して適切な意見を述べなければならない。
		総括のレポート	観察実習に対する自己点検・評価をし、以後の実習に対する方法づけや目標の設定が述べられていなければならない。
	中・高等 学校教 育実習 I・II	準備と教材研究	授業を行うにあたりどれだけの準備を行ったか、つまり教材研究の内容や指導案の質
		指導の技術と能力	実際に授業を行っている場面における指導態度や指導技術、また、総合的な指導能力
		観察と批評	指導教員や他の実習生の授業のみならず、生徒を観察する態度や能力、さらに批評会や観察録に基づいた的確な批評力
		勤務と参加	毎日出勤しなければならない。遅刻や早退、無断欠勤など
		実習態度	総合的な実習態度として、あらゆる場面における行動や言葉遣い、さらに服装、態度、時間の使い方
	生徒指導	生徒指導に係るあらゆる活動における指導や観察の態度、さらにその内容	

注：・ 中・高等学校教育実習IIでは、「生徒指導」の基準がない。

- ・ 各項目ごとに10点満点で評価する。その評価の総合点を基に、8割以上をA（優れている）、7割以上をB（良い）、6割以上をC（やや劣る）、6割未満をD（著しく劣る）と評定する。ただし、いずれの実習においても評価基準のうち5点以下が1つ以上ある場合は不可とする。

4. 両大学の音楽科教員養成課程における教育実習制度の比較

4. 1 両大学の教育実習制度変遷の比較

以上の東北師範大学と広島大学のそれぞれの教育実習制度の変遷に関する検討をとおして、両大学の教育実習制度の変遷から、次の相違点が見られる。

- (1) 両大学の教育実習制度は、各国の『教師法』『教師資格条例』と『教育職員免許法』などの法規の告示と改正にしたがって改訂されてきた。しかし、東北師範大学の教育実習制度は、法規の告示と改正だけではなく、小・中学校の教育課程改革や、大学自身の教育課程改革などからも大きな影響を受けて変遷してきた。
- (2) 東北師範大学では、音楽科を含む各教科教員養成課程の発展に応じて、大学各教科教員養成課程で共用される『教育実習大綱』だけではなく、音楽科教員養成課程の自らの特徴をもつ『教育実習大綱』も制定されてきた。一方、広島大学では戦後から現在まで、教育実習が一貫して大学側によって管理され、音楽科教員養成課程の独自の教育実習に関する規定は制定されていなかった。
- (3) 教育実習の内容、参加資格などの変遷を見ると、両大学ともに学生の教授能力や、実践的指導力を重

視する傾向がますます強まっている。

- (4) 教育実習の対象に関して、東北師範大学は社会と学校の需要に応じて、「小学校」に関する教育実習の内容が加えられた。
- (5) 両大学はともに、教育実習の期間が延長され、単位が増加されている、という発展の動向がある。しかし、広島大学の本実習の実施セメスターは依然として7、8セメである一方、東北師範大学の観察実習と本実習とともに実施セメスターは徐々に早められている傾向にある。
- (6) 教育実習の形式について、東北師範大学および音楽科教員養成課程の本実習では、「集中実習」がもたらす課題を解決するために、「分散実習」が導入された。これに対して、広島大学の教育実習ではそのような変更は見られない。

4. 2 両大学の現行教育実習制度の比較

表18は東北師範大学および音楽科教員養成課程、と広島大学の現行の教育実習制度を示している。

表18 両大学の現行の包括的な制度と音楽科教員養成課程の教育実習制度の比較

	東北師範大学		広島大学
運営	教育実習は副学長→教務部長→各教員養成課程の「実習工作グループ」→指導教官、という組織的構造によって行われている。		教員養成課程の学生支援室によって統一的に行われている。
実習校	実習校としては、東北3省（遼寧省、吉林省、黒竜江省）にある中・高等学校と師範学校を主として、他の地域にも多くの実習校が存在している。		実習校は以下の学校である。広島大学附属中・高等学校、広島大学附属東雲中学校、広島大学附属三原中学校、広島大学附属福山中・高等学校
実習の種類	教育実習（中学校、高等学校、および大学教師資格取得者対象）		中・高等学校教育実習Ⅰ（中学校と高等学校免許取得者対象） 中・高等学校教育実習Ⅱ（高等学校免許取得者対象） 介護等体験（中学校と高等学校免許取得者対象）
構成	大学	事前・事後注意事項の説明会、観察実習、教授実習	事前・事後指導、本実習
	音楽	事前・事後注意事項の説明会、観察実習、教授実習、教育・教授調査研究	
位置づけ	大学	教師資格教育の必修科目である	<ul style="list-style-type: none"> ・免許の取得者に対する必修科目である ・教育作用の本質：理論と実践の統合 ・教職の本質構造：教育技術の習得 教育的自信の獲得 教育者精神の涵養 教職の人格の育成 児童・生徒の理解 ・教師養成の理念：大学の教師養成における教育実習は、教師になるための教育課程の本質的要素を構成する。
	音楽	理論と実践を統合する実践科目である	
目標	大学	<ul style="list-style-type: none"> ・教師としての自覚と意欲の育成 ・教師としての基礎的な能力および教授能力の養成 ・大学の教育の質の検証 	<ul style="list-style-type: none"> ・認識的側面：教育の現実と教師の活動について体験的・総合的認識を得る ・技術的側面：教科や教職に関する知識や理論を教育の現実に主体的に適応してみる実践的能力を養う ・研究的側面：新しい課題の発見と課題を解決するための研究的態度と方法を身につける ・人格的側面：教職についての使命感および自己の能力や適性についての自覚を得る
	音楽	<ul style="list-style-type: none"> ・音楽科教師としての自覚と意欲の育成 ・音楽科教師としての基礎的な能力および教授能力の養成 ・音楽科教育者としての研究能力の育成 ・音楽科教員養成課程の教育の質の検証 	

参加資格	<ul style="list-style-type: none"> ・政治的な側面 ・規定の単位の修得 ・基本的な教授能力と技能を有すること ・標準語は国定レベルに達していること ・マイクロティーチングの訓練を受けていること ・健康な体であること 		中学校本免	<ul style="list-style-type: none"> ・教育実習指導Bの単位を修得していること。 ・介護等体験を修了していること ・3年生後期終了時点で、教職に関する科目16単位以上、教科に関する科目10単位以上を修得していること
			高等学校本免	<ul style="list-style-type: none"> ・教育実習指導Bの単位を修得していること。 ・3年生後期終了時点で、教職に関する科目14単位以上、教科に関する科目10単位以上を修得していること
内容	大学	教授実習、学級担任実習	<ul style="list-style-type: none"> ・学習指導：①学習指導の原理、②学習指導の実際、③学習指導の計画、④学習指導の評価 ・生徒指導：①生徒指導の原理、②生徒指導と教育課程、③生徒指導体制、④生徒指導方法、⑤生徒指導資料とその活用 ・学級経営：①学級経営の意義と目的、②学級経営の領域、③学級経営の計画、④学級経営の方法 ・学校経営：①学校経営の意義と目的、②学校経営の方針と計画、③教職員、④校務組織、⑤教育組織、⑥生徒 	
	音楽	<ul style="list-style-type: none"> ・音楽科教授実習：授業の準備、指導案の作成、範唱、範奏、伴奏、授業の実施、評価、宿題の添削、教育実習の総括。授業観察時間数：20時間、毎週同じグループの他の実習生の授業を最低1時間は観察しなければならない。教育実習において、最低3つの指導案を作成しなければならない。最低6時間の授業を行う。そのうち、新しい内容の授業は最低3時間行わなければならない。中等師範学校で実習する実習生は、(実技に関する授業)グループレッスンと個人レッスンの双方を実施しなければならない。 ・音楽課外活動実習：音楽課外活動を最低1回組織しなければならない。 ・音楽科教授の現状と音楽科教育改革の研究報告：教育実習期間において、1篇の研究論文あるいは調査報告を書かなければならない。 		
実施	方式	観察実習：分散観察(教職専門科目の授業で実施する) 本実習：集中実習	方式	集中実習
	方法	集団実習を主として、集団実習と個人実習を結びつけて実施する。	方法	集団実習
	時間期間単位	観察実習：1単位(0.7%)、教科教育法の授業などともに行う、2週間 教育実習：6単位(4.0%)、6セメに開講され、6週間程度 合計：中学校と高等学校免許7単位(4.7%)	時間期間単位	教育実習指導B：1単位(0.9%)、5又は6セメ、中・高等学校教育実習I：4単位(3.1%)、7、8セメ、4週間 中・高等学校教育実習II：2単位(2.3%)、7、8セメ、2週間 合計：中学校と高等学校免許5単位(4.0%) 高等学校免許3単位(2.3%)
	過程	観察実習：観察対象校を決め、観察、討論 本実習：1-3日目：準備、4日目-5週間目：授業実習と学級担任の実習、最後の3日間：学生の自評と実習校の評価	過程	準備過程(オリエンテーション)：講話、面接、間接観察 導入過程(観察・参加)：導入の観察、導入的参加 実習過程(基本実習・応用実習)：実地授業、参加、観察 整理反省過程(課題研究)：研究授業、反省会、批評会、事後学習
実習の指導	1名の指導教官が10～12名の実習生を指導する。実習前の準備、実習生の教授の指導、学級担任の指導、評価の組織と実施。		記述なし	
評価	大学	5段階：優秀、良好、中等、合格、不合格 「教授実習成績評定参考基準」：教授態度(20)、教授内容(19)、指導方法(25)、教授の基本的な技能(16)、教授効果(15)という5つの側面から評価する。	実習指導B	基準：態度、観察録のまとめ方、総括のレポートの3つの側面から評価する。

評価	音楽	5段階：優秀、良好、中等、合格、不合格 基準：実習終了時点で、次の資料を提出しなければならない。 ・最低6つの指導案（指導教員のサインが必要） ・調査報告（あるいは研究論文）、3000字以上 ・実習の総括報告、1500字以上 ・観察録（観察授業の評価も必ず記入）	中・高等学校 教育実習 I・II	4段階：A優れている（8割以上）、B良い（7割以上）、Cやや劣る（6割以上）、D著しく劣る（6割未満） 基準：準備と教材研究、指導の技術と能力、観察と批評、勤務と参加、実習態度、生徒指導、という6つの側面から評価する。
----	----	--	------------------------	--

（東北師範大学の1981年-2005年『教育実習大綱』『本科教学計画』『音楽学院（音楽系）教育実習大綱』『音楽学院（音楽系）教学計画』、広島大学の1981年-2006年の『学生便覧』『教育実習の手引き』に基づき、筆者作成。）

(1) 教育実習の運営と対象校

前述したように、東北師範大学の各教員養成課程は、大学の方針のもとで、各専攻にふさわしい『教育実習大綱』を制定し、教育実習を実施している。東北師範大学とは異なり、広島大学には『教育実習大綱』のような教員養成課程に関する大学の定めた計画はない。すべての教員養成課程の教育実習は大学によって管理されている。音楽科教員養成課程の自らの『教育実習大綱』をもつことは、東北師範大学の最も大きな特徴であるといえる。

東北師範大学の実習対象校は、中・高等学校、中等師範学校、および小学校と様々であるが、広島大学の中学校・高等学校の本免を対象とする教育実習の対象校は中学校と高等学校しかない。このことから、東北師範大学を含む中国の音楽科教員養成課程は、広島大学を含む日本の音楽科教員養成課程より、養成目標と機能の幅が広いといえる。

(2) 教育実習の構成

広島大学の教育実習は事前・事後指導と本実習によって構成され、学生の実習前後の指導と反省も重視されている。これに対して、東北師範大学では、教育実習の前に「教師技能訓練」や、「マイクロティーチングの訓練」などの事前指導が行われているが、事後指導がほとんど行われていない。

(3) 教育実習の位置づけと目標

東北師範大学の「教師資格教育の必修科目」という教育実習の単純な位置づけに比べると、広島大学の教員養成課程では、より多くの側面から教育実習を位置づけている。そこから、広島大学の教員養成課程の教育実習は、単なる科目の1つではなく、教師教育の基本的な理念として理解されていると考えられる。

両大学の教育実習の位置づけが異なるのに対して、教育実習目標はほぼ一致している。つまり、①教師としての自覚、意欲、および人格の養成、②教授に必要とする能力の向上、③教科に関する教育・教授の研究能力の向上という3つである。これら3つに加えて、東北師範大学では、④大学教育の質の検証、という4つ目の教育実習の目標もある。このことから、東北師範大学では、教育実習は科目の1つだけではなく、大学の教育の質を検証する評価方法の1つでもある。

(4) 教育実習への参加資格

前述したように、両国の教員養成制度の相違は、東北師範大学と広島大学の教育実習への参加資格にも大きな影響を与えている。まず、広島大学の教員養成課程は『免許法』を基本として行っているため、教育実習への参加資格も『免許法』の規定とおりに設定されている。しかし、東北師範大学の教育実習への参加資格は、国家の『教師法』と『条例』によって規定されているものではなく、大学と音楽科教員養成課程の自らの状況に応じて学校によって規定されているものである。しかし、広島大学の教育実習への参加資格における「教職専門科目」の必要単位は、東北師範大学よりも著しく高い。このことに関しては、東北師範大学の教育実習への参加資格の改善が望ましい。

(5) 教育実習の内容と実施

東北師範大学の包括的な教育実習と音楽科教員養成課程の教育実習の内容は、それぞれ「教授実習、学級担任実習」と「教授実習、課外活動実習、研究報告」である。これに対して、広島大学では学校教育のすべての側面にわたって「学習指導、生徒指導、学級経営、学校経営」という4つの教育実習の項目を設け、より幅広い教育実習の内容を取り扱っている。しかし、これらの内容を2-4週間の教育実習ですべて体験し、十分に理解することは困難であると考えられる。

東北師範大学は広島大学の教育実習よりも期間が長く（東北師範大学は2週間程度の観察実習と6週間

の本実習、広島大学は4週間（中学校・高等学校本免）あるいは2週間（高等学校本免）の本実習）、卒業要件単位に占める比率もやや高い（東北師範大学の教育実習は卒業要件単位の4.7%を占める、広島大学の教育実習は卒業要件単位の4.1%を占める）ことが明らかである。しかも、東北師範大学（特に音楽科教員養成課程）の教育実習は教授を中心として行うので、6週間の実習において、かなり多くの授業を行うと推測できる。一方、広島大学の教育実習の内容は多様であり、4週間の実習において、すべて遂行できるのかという疑問が生じる。

また、教育実習の方法は、広島大学は集団実習という1種類であるが、東北師範大学では、集団実習、個人実習、および交代式実習という3種類の方法がある。このことによって、東北師範大学では少数民族学生への対応や、実習校の量的問題に対応できる。さらに、教授実習の過程に関しては、東北師範大学、広島大学ともに過程はほぼ同様である。

(6) 教育実習の評価

教育実習の評価について、東北師範大学では5段階、広島大学では4段階で評価している。評価の基準は双方とも実行性の高いものを制定しているので、教育実習の評価は効果的に行われていると考えられる。

註および主要参考文献：

- 1) 教育部『師範教育改革座談会関与師範教育教學改革の初歩意見（草稿）』、1960年5月3日
- 2) 孔垂謙、明航「時間經濟効益：論高等教育研究の新視野」『雲南高教研究』総第65期、1999年、pp.11-14
- 3) 朱咏北『21世紀高師音樂教育研究』湖南師範大学出版社、2004年、p.47
- 4) 例えば、金偉生(1994)「実習在高師音樂教育中的地位和作用」、張錦華(1998)「関与高師音樂專業學生素質培養的再思考」、劉延新(2001)「談高師音樂教育与中小學校音樂教學需要的矛盾」などである。
- 5) 教育部『中華人民共和國教師法』第3章第11条、1993年
- 6) 教育部『教師資格條例』第3章第7条、1995年
- 7) 教育部『教師資格條例』第4章第8条、1995年
- 8) 『東北師範大學教學管理規程（本科）』1989年、p.18
- 9) 東北師範大學教務處「東北師範大學『教育實習大綱』」『東北師範大學教學規章制度選編（本科）』1995年、p.48
- 10) 東北師範大學教務處「東北師範大學本科教育實習工作管理規定」『東北師範大學教學管理文件匯編』2004年、p.187
- 11) 『東北師範大學教學管理規程（本科）』1981-1989年
- 12) 「音樂系本科課程紹介」『東北師範大學本科課程計畫』教務處、1995年-2003年
- 13) 「教育實習Ⅲの手引き」（平成4年度版-平成14年版）、「中・高等学校教育實習の手引き」（平成15年度版-18年版）、広島大学教育学部 等
- ・王紅『中、英教育實習制度比較研究』東北師範大學修士論文、2004年
- ・羅耀『中美師範教育實習之比較研究』南京師範大學修士論文、2005年
- ・董芳勝「音樂科教育を中心とした日中兩國の教員養成の比較研究—その1」『創価大學教育学部論集』第57号、2006年、pp.83-95